

令和2年7月豪雨被災者支援のしおり(第11版)からの主な変更点

■追加・修正等があった項目■

2	被災証明書（住家以外）の発行
5	被災者生活再建支援金の支給
削除	災害義援金の支給
13	災害復興住宅融資
14	水災補償加入促進助成金
15	被災宅地復旧に対する支援
16	被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例
17	被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例
18	被災代替償却資産に対する固定資産税の特例
20	各種証明書の交付手数料の免除
22	「国の教育ローン」の災害特例措置
削除	被災した森林作業道の自立復旧に対する補助
25	消費生活相談
26	こころの健康相談

○問合せ窓口・電話番号の修正（2、14、20、25）

①防災課（2、14）

（変更前）7番窓口

（変更後）8番窓口

②税務課諸税係（20）

（変更前）内線1036

（変更後）内線1035

③消費生活センター（25）

（変更前）内線1063

（変更後）内線1060

○被災者生活再建支援金の支給

加算支援金の申請期限

(変更前) 令和6年8月3日

(変更後) 令和7年8月3日

○災害復興住宅融資

①補足説明に追記

「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません。

②受付期間

(変更前) 令和7年7月31日まで

(変更後) 令和7年8月31日まで

③【災害復興住宅融資の概要】

(変更前) 令和6年6月1日

(変更後) 令和7年3月1日

④【参考資料/制度概要】

高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ型）

(変更前)

- ・金利 2.67%
- ・毎月支払額 22,250円
- ・1年間の支払額 267,000円

(変更後)

- ・金利 2.18%
- ・毎月支払額 18,166円
- ・1年間の支払額 217,992円

○水災補償加入促進助成金

右上QRコードを更新

○被災宅地復旧に対する支援の申請期間

(変更前) 令和3年10月1日～令和7年3月31日

(変更後) 令和3年10月1日～令和8年3月31日

○固定資産税・都市計画税の特例の期間延長（16～18共通）

（変更前）令和6年度まで／令和7年3月31日まで

（変更後）令和8年度まで／令和9年3月31日まで

○こころの健康相談 相談窓口対応時間

①熊本いのちの電話 0120-783-556

（変更前）（毎日（ただし毎月10日除く））：16時～21時

（変更後）（毎日（ただし毎月10日除く））：午後4時～午後9時

②よりそいホットライン

（変更前）年中無休：24時間

（変更後）年中無休：午前10時～午後10時

■終了（掲載）■

支援制度名	所管課
「国の教育ローン」の災害特例措置	日本政策金融公庫

■削除■

支援制度名	所管課	備考
災害義援金（修理世帯）の支給	福祉課被災者支援係	第11版で終了掲載 第12版で削除
被災した森林作業道の自立復旧に対する補助	農林整備課林務係	第11版で終了掲載 第12版で削除